

芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託
公募型プロポーザル実施要領

小諸市では、「新しい時代の学び」を実現するため、芦原中学校区内の小学校3校、中学校1校を再編し、現芦原中学校の既存校舎を最大限活用することにより、新たに義務教育学校を整備する計画を進めている。

本要領は、現在実施している「令和7年度国補事業芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事实施設計業務」に対し、発注者、設計業務委託事業者（以下「設計者」という）と協力し、施工者の立場から高度な技術提案及び技術支援を行う設計技術協力事業者（以下「事業者」という）を選定し、確実な工事施工につなげることを目的とする。

なお、事業者の選定には、最もふさわしい専門能力を有する者を特定するために公募型プロポーザル方式を採用する。

1 業務概要

（1） 件名

芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託

（2） 実施場所

小諸市新町二丁目 346-1 他

（3） 業務内容

本工事施工者の立場から高度な技術提案及び技術支援を行う。

※詳細は「芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託特記仕様書」による。

（4） 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、3月議会で議決後延長予定（5月末まで延長予定）。

（5） 委託額

1,000,000 円（税込）以内 ※参考額

2 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ小諸市長により本プロポーザルに係る参加資格の確認を受けた者とする。

（1） 単体、共同企業体代表者、共同企業体構成員すべてに共通の要件

①令和7・8・9年度の小諸市建設工事入札参加資格について、小諸市建設工事入札合理化対策要綱（平成12年小諸市告示第2号）に基づいて、「建築一式」で競争入札参加資格の認定を受け、小諸市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者であること。

②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

③公告日から契約締結までの間（議会議決日）に、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成12年小諸市告示第32号）の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

- ④小諸市の事務事業等からの暴力団排除措置要綱（平成 24 年小諸市告示第 35 号）に規定する排除対象者でないこと。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申立てがされていない者とみなす。
- ⑥建築工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく、特定建設業の許可を受けている者であること。
- ⑦長野県内に本店を有する者であること。
- ⑧建築一式工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査結果通知書（参加表明書提出日において現に効力を有する直近のものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- ⑨次に掲げる者は、同一の一般競争入札に参加できない。
- ア 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。
- イ 一方の会社に代表権のある役員が他方の会社の役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者。
- ウ 2 以上の共同企業体の構成員となっている者。
- ⑩本プロポーザルに単体で参加する者は、共同企業体の構成員となることはできない。
- ⑪公告日から過去 180 日以内に竣工した小諸市発注の同種工事で、小諸市建設工事評定点が 59 点以下の工事がある者は本プロポーザルの入札には参加できない。
- （2）単体又は共同企業体代表者の要件
- ①平成 27 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 14 日までに竣工した、国、地方公共団体、独立行政法人発注の延べ床面積 2,000 ㎡以上でかつ階数が 3 以上の学校（学校教育法第 1 条による施設）本体の建築物を、新築、増築、改築工事として元請施工した者（工事が完成し、引渡し完了したもの）。ただし、共同企業体による施工は共同企業体の代表者のみとする。
- ②直近の長野県における「建築一式」の総合評定値(P 点) が 1,250 点以上の者であること。
- ③技術協力業務完了後、本工事の契約を結ぶ際には、次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で 1 名以上配置できること。
- ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者
- イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- ウ 公告日までにプロポーザル参加者と 90 日以上継続した直接的な雇用関係がある者
- なお、当該監理技術者は（4）で定める技術協力業務の管理技術者との兼任を認める。
- （3）共同企業体 2 位以降の構成員の要件
- ①小諸市内に本店を有する者であること。ただし、共同企業体代表者が小諸市内に本店を有するものである場合は、長野県内に本店を有する者とすることができる。

- ②小諸市建設工事入札参加資格等級格付の建築一式がAランクの者であること。
- ③技術協力業務完了後、本工事の契約を結ぶ際には、次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者を当該工事に専任で 1 名以上配置できること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者

イ 公告日までにプロポーザル参加者と 90 日以上の継続した直接的な雇用関係がある者

(4) 本業務における配置予定管理技術者の要件

- ①単体又は共同企業体の構成員は次に掲げる者のいずれかを有する者を本業務の管理技術者として 配置できること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者

イ アと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したもの。

- ②配置予定の管理技術者は参加表明書の提出期限日までにプロポーザル参加者と 90 日以上の継続した直接的な雇用関係がある者

(5) 共同企業体の要件

- ①自主的な共同企業体であること。
- ②名称は共同企業体が特定できる名称とすること。
- ③経営の形態は、共同施工方式であること。(甲型)
- ④ 2 者又は 3 者による共同企業体とする。

(6) 地域活性化に係る要件

以下の①～④のいずれかにより合算で請負額の 1 割 (税込) 以上の費用を市内において支出すること。

- ① 本社の所在地が小諸市内にある企業に下請け工事を出すこと。なお、下請けは 1 次下請けと数次の下請けも含むものとするが、上位の下請業者が市内業者の場合、その下位の下請業者が市内業者であっても、下位業者の下請額は上記下請要件の額に含めることはできない。
- ② 市内業者が製造した建築資材の購入額も上記下請要件に含む。また、本社が市内に無くても、市内の工場で製造された建築資材の購入額は下請要件に含む。
- ③ 市内業者を含む共同企業体の場合は、市内業者の出資比率分を達成したものとみなす。
- ④ その他小諸市内の地域活性化に資する方策として、市内における役務の提供等に係る支出も含む。

3 担当部局及び提出先等

(1) 担当部局及び提出先

小諸市教育委員会事務局 学校教育課 再編整備係

〒384-8501 小諸市相生町三丁目 3 番 3 号

電話 0267-22-1700 (内線 2326) FAX 0267-23-8857

電子メール gseibi@city.komoro.nagano.jp

(2) 事務等の取扱日時

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

4 実施に係る日程

選定までの手順は、以下のとおり。※期間等については、土曜日、日曜日を除く。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ① 告示 | 令和7年10月14日（火） |
| ② 説明書の配布期間 | 令和7年10月14日（火）～12月2日（火） |
| ③ 参加表明書の受付期間 | 令和7年10月14日（火）～10月28日（火） |
| ④ 事業者向け現地視察会 | 令和7年10月19日（日） |
| ⑤ 参加資格確認結果の通知 | 令和7年11月4日（火） |
| ⑥ 質問書の受付期間 | 令和7年10月14日（火）～10月31日（金） |
| ⑦ 質問回答・ヒアリング | 令和7年11月中旬 |
| ⑧ 技術提案書の提出期限 | 令和7年12月2日（火） |
| ⑨ 審査会の開催 | 令和7年12月上旬 |
| ⑩ 優先交渉権者の決定 | 令和7年12月中旬 |

5 優先交渉権者

技術提案書を提出した者の中から、技術審査により評価の合計点が最上位の者を優先交渉権者として選定する。なお、審査方法は「13 審査方法」による。

6 提出様式等の作成について

提出書類等の様式を、次の（１）～（21）に定める。なお、作成の要領は「芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託 技術提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）」によるものとする。

- （１）参加表明書（様式１）
- （２）プロポーザル参加申請書（様式２）
- （３）参加資格要件に関わる誓約書（様式３）
- （４）情報の取り扱いに関わる誓約書（様式４）
- （５）建設共同企業体結成届（様式５）
- （６）建設共同企業体協定書（様式６）
- （７）企業概要書（様式７）
- （８）受託実績一覧（様式８）
- （９）配置予定技術者の経歴・実績（様式９）
- （10）技術提案書 鑑（様式10）
- （11）業務実施体制（様式11）
- （12）業務実績（様式12）
- （13）業務の実施方針（様式13）
- （14）工程・施工計画について（様式14）
- （15）騒音・振動対策について（様式15）
- （16）事業費の管理・縮減について（様式16）
- （17）プロポーザル参加者算定工事費見積書（様式17）
- （18）プロポーザル参加者算定工事費内訳表（様式18）

- (19) 工事費縮減提案個別シート及び工事費縮減提案リスト（様式 19-1, 2）
- (20) 小諸市内の経済活性化対策（様式 20）
- (21) 設計図面送付申請書（様式 21）

7 実施要領・各種様式等の配布期間及び入手方法、事業者向け現地視察会の実施

- (1) 実施要領・各種様式等の配布期間
公告日から令和 7 年 12 月 2 日（火）
- (2) 実施要領・各種様式等の入手方法
小諸市役所ホームページ（<http://www.city.komoro.lg.jp/>）からダウンロードをすること（市役所窓口での配布は行わない。）
- (3) 事業者向け現地視察会の実施
本事業が採用する「技術提案・交渉方式」など、現地視察会を事業者向けに実施する。参加希望者は、令和 7 年 10 月 17 日（金）までに「3 担当部局及び提出先等」へ、参加希望の旨を電子メールにて送信し、送信後、電話連絡をすること。実施時間、場所については、担当部局より別途連絡を行う。なお、その他の事項の確認は、「9 質問および回答」によること。

8 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和 7 年 10 月 28 日（火）午後 5 時 15 分まで（土、日曜及び祝日を除く）
- (2) 提出先及び提出方法
提出先へ郵送にて提出すること。期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法に限るものとする。
 - ① 参加表明書 鑑（様式 1）
 - ② プロポーザル参加申請書（様式 2）
 - ③ 参加資格要件に関わる誓約書（様式 3）
 - ④ 情報の取り扱いに関わる誓約書（様式 4）
 - ⑤ 建設共同企業体結成届（様式 5）
 - ⑥ 建設共同企業体協定書（様式 6）
 - ⑦ 企業概要書（様式 7）
 - ⑧ 受託実績一覧（様式 8）
 - ⑨ 配置予定技術者の経歴（様式 9）
- (3) 提出部数
参加表明書（前項①～⑨）一式 1 部
電子データ（CD-R）1 部
- (4) 記載上の留意事項
 - ①建設業の許可
建築工事業の許可証の写しを添付すること。
 - ②経営事項審査における総合評定値
総合評定値についてはそれが確認できる書類の写しを添付すること。

③同種の施工実績

施工経験を証明する書類として、コリンズ（（一財）日本建設情報総合センターによる工事实績情報登録）登録の写しを添付すること。コリンズ登録が無い場合は契約書（工事名称、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）の写しを添付すること。なお、コリンズ等で実績確認が不明瞭な時は、別途平面図、立面図、特記仕様書等の工事内容の確認できる図書を添付すること。

④当該業務の実施体制（配置予定技術者）

- ア 本技術協力業務に配置する管理技術者を記入すること。また、記載した資格を証明するものの写しを添付すること。
- イ 複数の配置予定技術者を記載する場合は、上記アの写しをそれぞれ添付すること。
- ウ 参加表明時における他工事の従事状況は、参加表明時に従事しているすべての業務について記載すること。

⑤誓約書

秘密保持に関する誓約書について記名押印のうえ添付すること。

⑥その他

詳細については「参加表明書及び技術提案書作成要領」による。

（５）設計図書について

設計図面送付申請書の受付をもって、設計図書一式を CD データ（PDF）により発送を行う。

（６）問い合わせ先 「３ 担当部局及び提出先等」に同じ

９ 質問及び回答

（１）受付期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時 15 分まで（土、日曜及び祝日を除く）

（２）提出方法

提出先まで質問表を電子メールにて送信し、送信後、担当部局まで電話連絡をすること。

（３）回答方法

令和 7 年 11 月中旬に、参加資格確認の結果、参加資格要件を満たしていることが確認できた者に対し、個別に質問回答およびヒアリングを行う。実施時間、場所については別途通知する。

（４）ヒアリング

質問に対する回答とあわせて、ヒアリングを実施する。日時は、提出された参加申請書に記載の連絡担当者あてに、担当部局からメール及び、書面にて別途通知する。

なお、必要に応じ、参考資料（提案に係る図書等）の提出も可とする。

10 参加確認結果の通知

（１）参加資格確認方法

「２ 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行う。

（２）通知日時 令和 7 年 11 月 4 日（火）

(3) 通知方法

提出された参加申請書に記載の連絡担当者あてに、担当部局からメール及び、書面にて通知する。

11 技術提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年12月2日(火)午後5時15分まで(土、日曜及び祝日を除く)

(2) 提出先及び提出方法

提出先へ持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法に限るものとする。

(3) 提出書類

次に掲げるア～サをA4、2穴とし、ファイルファスナー等で綴じ、データを記録したCD-Rを提出すること。なお、企業名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。

ア 技術提案書 鑑 (様式10)

イ 業務実施体制 (様式11)

ウ 業務実績 (様式12)

エ 業務の実施方針 (様式13)

オ 工程・施工計画について (様式14)

カ 騒音・振動対策について (様式15)

キ 事業費の管理・縮減について (様式16)

ク プロポーザル参加者算定工事費見積書 (様式17)

ケ プロポーザル参加者算定工事費内訳表 (様式18)

コ 工事費縮減提案個別シート及び工事費縮減提案リスト (様式19-1, 2)

サ 小諸市内の経済活性化対策 (様式20)

(4) 提出部数

技術提案書 (前項ア～サ) 一式 正本1部、副本10部

電子データ (CD-R) 1部

(5) 提案書の取り扱い

① 提出された書類等は返却しない。

② 提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

③ 本市は、本提案に関する情報の開示その他必要があると認めるときに、提出された書類を受託候補者の承諾を得ずに無償で使用できることとする。なお、提案書に含まれる第三者の著作物に関する情報の開示などの使用に関して、受託候補者が当該第三者に承諾を得ておくこと。

12 審査

(1) 技術審査

技術提案書の審査は、学識経験者等によって実施する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年12月中旬頃に参加者に対し書面で通知する。

あわせて、小諸市ホームページにも掲載する。

なお、審査の経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

13 審査方法

(1) 評価方法及び評価項目

技術提案書の評価項目等は、以下の通りである。詳細については「参加表明書及び技術提案書作成要領」による。

評価項目	評価事項	評価基準	配点
1) 業務の実施方針	①業務の実施体制 【様式 13】	・ 技術協力業務、工事実施時それぞれについて十分な実施体制となっており、業務実施に係る関係者との協力関係構築に向けた対策が十分であるものについて優位に評価する。	5 点
	②配置予定技術者の実績	・ 業務実績から、担当する技術者が高い専門性および技術力を持っていると判断される場合に優位に評価する。	5 点
2) 工程・施工計画について	①工程・施工計画に係る具体性・実現性・安全性、工期短縮等 【様式 14】	・ 計画の具体性・実現性・安全性について十分に考慮した工程・施工計画となっている場合に優位に評価する（建設資材・部材や人材確保を含めた体制等）。 ・ 具体性・実現性のある工期短縮の提案となっている場合に優位に評価する（なお、工程・施工計画はその提案に基づくものとして記述すること。また、独自技術等により工期短縮を行った場合はその手法についても記述すること）。	20 点
	②労務、資機材等の逼迫状況に係る調達計画 【様式 14】	・ 労務・資機材の逼迫状況に対処するための調達方法となっている場合に優位に評価する。	10 点
3) 騒音・振動対策について	①学校運営への影響が最小限になるような騒音・振動対策	・ 対策の具体性、実現性、有効性について十分に考慮した提案がなされている場合に優位に評価する。	15 点

	【様式 15】	また、独自技術等により対策を行った場合はその手法についても記述すること。	
	②上記 2) の施工計画と連携した学校運営エリアと工事エリアの効率的な騒音・振動対策 【様式 15】	・ 施工計画と整合を図り、学校運営に影響が少ない計画内容の提案がなされている場合に優位に評価する。	15 点
4) 事業費の管理・縮減について	①設計業務委託者（以下「設計者」という。）との協力体制等 【様式 16】	・ 技術協力業務の段階で、予算内に収めるコスト管理に必要な協力内容の優れた提案がなされている場合に優位に評価する。	5 点
	②工事費縮減の効果に係る具体性・実現性等 【様式 17・18・19-1、19-2】	・ 工事の各段階におけるコスト増のリスク要因を分析し、具体的な対策の記述がなされている場合に優位に評価する。 ・ 工事費縮減の効果について、具体性、実現性について十分に考慮した内容となっている場合に優位に評価する。	10 点
	③独自技術等による工事費縮減の効果 【様式 19-1、19-2】	・ プロポーザル参加者算定工事費見積書を適正に作成した上で、工事費縮減の効果が高い独自技術等を提案し、想定される縮減額の記述がなされている場合に優位に評価する。	5 点
5) 小諸市内経済の活性化対策	小諸市内の建設事業者等の活用方法及び地域の経済の活性化対策 【様式 20】	・ 市内建設事業者への工事、労務、資材等の発注・調達及び市内建設事業者以外の事業者が提供する役務等への発注・調達について予定金額とその内容が地域経済の活性化に寄与すると判断される場合に優位に評価する。	10 点
合 計			100 点

(2) 審査基準点及び選定方法

- ① 選考点は全審査委員の評価点の平均点とする。
- ② 満点の2分の1を審査基準点とし、審査基準点以上のものを受託候補者とする。
- ③ 選考点数が最も高いものを優先交渉権者とする。
- ④ 最も高い選考点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査委員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。
- ⑤ 評価点は、項目ごとに、各項目の配点に5段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする。評価点は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

$$[\text{配点} \times \text{係数} = \text{評価点}]$$

評価		係数
A	特に優れている	1.00
B	優れている	0.75
C	やや優れている	0.50
D	やや劣っている	0.25
E	評価しない	0.00

(3) 留意事項

- ① 提案者が1者であった場合も予定通り審査を実施する。
- ② いずれの提案者も審査基準点に達しなかった場合は、成果品の質を維持するために受託候補者無しとし、再度公募をかけるものとする。

14 辞退

(1) 提出書類

- ① 参加希望者が何らかの事由でプロポーザルに参加しない場合は、担当部局に事前に連絡のうえ辞退届を提出するものとする。
- ② 辞退届の様式は任意とするが、届出日、事業者名及び辞退事由を明記し、押印必須とする。

(2) 受付期限

令和7年12月2日（火）午後5時15分まで（土、日曜及び祝日を含まない）に事務局へ提出するものとする。

(3) 提出方法

提出先へ持参すること。

15 業務の委託

- (1) 優先交渉権者に対しては、原則として当該業務を委託するものとする。
- (2) 契約までの間に、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成12年小諸市告示第32号）に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始若しくは民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は、契約を行わない。
- (3) 選定された優先交渉権者と本業務の契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉

を行うものとする。

- (4) 受託者は、技術提案書により提案された履行体制により、当該業務を誠実に履行するものとする。
- (5) 受託者は、発注者と工事内容・価格交渉が整った場合に限り、工事請負契約（令和8年度）を締結することができる。

16 失格要件

以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 技術提案書に虚偽の記載がある場合
- (3) 選定中に、技術提案書に記載された総括責任者が担当できないことが明らかになった場合
- (4) 選定後に、技術提案書に記載された総括責任者が極めて特別な場合（死亡、入院等）を除き担当できないことが明らかになった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 選定中に、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始若しくは民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等で経営状態が著しく不健全であると認められる場合
- (7) 辞退届を提出した場合
- (8) 関係者に対する工作等、不当な活動を行ったと認められる場合

17 その他

- (1) 提供する資料

- ・ 学校再編に関わる芦原中学校改修増築工事基本設計図書【概要版】
- ・ 周辺状況図等
- ・ その他担当者が必要と認めた資料

- (2) 費用負担

本プロポーザルにおける費用は、すべて提案者の負担とする。